第９章　公務・通勤災害

１　災害補償制度の意義

地方公務員の災害補償制度は、公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行い、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度であり、このために地方公務員災害補償法が制定されている。　地公法第 45 条　災害補償法第１条

この災害補償制度は、公務上の災害について使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体に過失がなくても補償義務が発生するという点に大きな特徴がある。即ち、職員に過失があっても「公務遂行性」（職員が公務に従事していること即ち災害が使用者の支配管理下にある状態で発生したこと等）と「公務起因性」（経験則上傷病等の発生が公務に内在する危険の具体化したものであること即ち職務と災害・傷病等との間に相当因果関係が認められること等）を満たせば一般的に公務上の災害と認定される。また、通勤災害は、使用者側の支配下にない通勤途上の災害についても補償が行われるものである。ただし、これらの災害の発生等が故意、本人の素因によるもの、私的行為、天災地変又は偶発的な事故の場合は、原則として公務（通勤）災害に該当しない。

職員が公務災害又は通勤災害を受けた場合に、これに対する補償の実施は、被災職員の属する地方公共団体に代わって、地方公務員災害補償基金が行うものとされている。この「基金」は、各都道府県に支部を置いており、公務災害や通勤災害の認定、各種補償の金額決定及びその支払い等は、原則として各支部で行われる。（基金による補償の実施等に必要な財源は各地方公共団体等からの負担金によって賄われている。）　災害補償法第３条　〃第４条　〃第 24 条

２　災害補償制度の適用関係

(1)　常勤職員については一般職、特別職を問わず、すべての職員が地方公務員災害補償法の適用対象となる。

(2)　会計年度任用職員及び臨時的任用職員については、次のものが例外的に法の適用対象となる。

ア　常勤的非常勤職員（雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日以上ある月が、引き続いて 12 月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後も引き続き当該勤務時間により勤務することを要する場合）

イ　臨時的任用職員のうち特例が認められているもの

a）「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」の規定に基づき臨時的に任用された教職員

b）「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき臨時的に任用された教職員

c）教育職員の長期休職等に伴う欠員補充として臨時的に任用された教職員

d) 初任者研修の実施に伴い臨時的に任用された指導教員

(3) 地方公務員災害補償基金の補償対象とならない職員等

上記に掲げる以外の職員にかかる災害補償については、地方公務員災害補償法第 69 条の規程に基づく条例（地方公共団体）、労働者災害補償保険法（国:厚生労働省所管）、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（地方公共団体）等の適用となる。

［参考］※基本的な考え方

常勤

・正規職員
・再任用職員※
・任期付職員
・期間採用職員（臨時的任用職員）
・代替職員（臨時的任用職員）

→ 地方公務員災害補償法（地方公務員災害補償基金が補償）

なお、常勤的非常勤職員・短時間勤務職員も対象

※ 暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員を指す

非常勤

・会計年度任用職員
⇒うち、①労働基準法別表第一に掲げる事業（教育・研究又は調査等）に携わる職員
→労働者災害補償保険法（国 （厚生労働省所管）が補償）
②①以外の職員
→山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（県が補償）
・学校医、学校歯科医、学校薬剤師
→山梨県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（県が補償）、各市町村で所管する条例（市町村が補償）

3 公務災害の認定基準

公務災害は負傷、疾病、障害及び死亡の４つに大別することができる。

公務上の災害の認定基準について(H15.9.24 地基補第 153 号)

(1) 公務上の負傷の認定

負傷は、発生が外面的・可視的であるため「公務との担当因果関係」について特に医学的判断を要しないのが通例であり、公務上か否かの認定は、原則として「被災職員が職務遂行中その任命権者の支配管理下にある状態で災害を受けたか否か」を判断して行われ、次に掲げる場合は原則として公務災害とされる。

ア 自己の職務遂行中の負傷

通常又は臨時に割り当てられた自己の職務を遂行している場合に発生した負傷は、公務災害となる。

職務を遂行している場合とは、①法令又は権限ある上司の命令により職員に割り当てられた職務に従事している場合、②地方公務員法第 39 条の規定による研修を受けている場合、③地方公務員法第 42 条の規定による職員の保健のための健康診断を受けている場合をいう。

地公法第 39 条
〃 第 42 条

イ　職務遂行に伴う合理的行為中の負傷

職務遂行に通常伴う合理的行為中に発生した負傷は、公務災害となる。

職務遂行に通常伴う合理的行為とは、職務附随行為又は職務随伴行為と呼ばれるもので、業務待機中の行為、生理的必要行為（例:用便・水等を飲むための往復路の構内通行行為）、担当職務以外の公務達成のための善意行為などがある。

ウ　職務遂行に必要な準備行為又は後始末中の負傷

勤務時間の始め又は終わりにおいて職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為（例:更衣、機械器具の点検整備・格納、作業環境の整備などの行為）を行っている場合に発生した負傷は、公務災害となる。

エ　救助行為中の負傷

勤務場所において負傷し又は疾病にかかった職員を救助する行為を行っている場合に発生した負傷は、公務災害となる。救助行為が合理的な必要行為であると考えられるためである。

オ　防護行為中の負傷

非常災害時において勤務場所又はその附属施設を防護する行為を行っている場合に発生した負傷は、公務災害となる。

非常災害発生時には、勤務場所を被災から防護する緊急の必要性があることが多く、このような緊急時の合理的な必要行為中に発生した負傷は、公務災害となる。

カ　出張又は赴任の期間中の負傷

出張又は赴任の期間中に発生した負傷は、次の①～③を除き公務災害となる。

①　合理的経路又は方法によらない順路にある場合

②　①に該当する場合以外の場合において、恣意的行為を行っているとき

③　出張先の宿泊施設が法第２条第２項に規定する住居としての性格を有するに至った場合において、当該宿泊施設内にあるとき又は当該宿泊施設と勤務場所との間の往復の途上にあるとき

災害補償法第２条第２項

なお、③の往復の途上の場合は、通勤災害の対象となる。

キ　出勤又は退勤途上の負傷

通動行為は任命権者の支配管理下にはないことから、通勤途上の災害は一般的には公務災害ではなく通勤災害として取り扱われる。

しかし、例外的に出勤又は退勤の途上にある場合（合理的経路若しくは方法によらない場合又は遅刻若しくは早退の状態にある場合を除く。）に発生し、かつ、公務運営上の必要により特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合、社会通念上異常な時間帯又は異常な勤務形態における通勤途上等の負傷は、公務災害となる。

ク　レクリエーション参加中の負傷

地方公務員法第 42 条の規定に基づき、任命権者が計画し、実施したレクリエーション又は任命権者が地方公務員等共済組合法に基づく共済組合若しくは職員の福利厚生事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同して行ったレクリエーションに参加している場合その他任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーションに参加している場合に発生した負傷は、公務災害となる。

地公法第 42 条

ケ　その他

上記の他に、①勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意による負傷、②公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舎の不完全又は管理上の不注意による負傷、③職務遂行に伴う怨恨による負傷（私的怨恨は除く）、④公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷、⑤その他公務と相当因果関係をもって発生した負傷等が公務災害の対象となる。

(2)　公務上の疾病の認定

ア　公務上の負傷に起因する疾病

公務上の負傷に起因する疾病は公務災害になるが、これに該当する疾病は、①負傷した当時何ら疾病の素因を有していなかった者が、その負傷によって発病した場合、②負傷した当時疾病の素因はあったが発病する程度でなかった者が、その負傷によりその素因が刺激されて発病した場合、③負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晩発病する程度であった者が、その負傷により発病の時期を著しく早めた場合、④負傷した当時既に発病していた者が、その負傷によりその疾病を著しく増悪した場合とされている。

災害補償法施行規則第１条の２、別表第１公務災害の認定基準についての記の２

イ　災害補償法施行規則別表第１第２号から第９号までに掲げる疾病

当該疾病が医学経験則上公務によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は公務上のものとされる。

公務災害認定基準についての記の２の(2)のア

ウ　その他公務に起因することが明らかな疾病は、公務災害として認定され、対象となる。

(3)　公務上の障害又は死亡の認定

公務上の負傷又は疾病と、残存する障害との間に相当因果関係が認められる場合、公務上のものとされる。また、公務上の死亡とは、公務上の負傷又は疾病に起因して死亡した場合をいい、この負傷又は疾病と死亡の間に相当因果関係があることが必要とされている。

〃　の記の２の(3)

〃　の記の３

４　通勤災害の認定基準

通勤災害とは、通勤による災害、すなわち職員が「勤務のため」、①住居と勤務場所との間の往復、②勤務場所等から他の勤務場所への移動、③①の往復に先行し又は後続する住居間の移動を、「合理的な経路及び方法」により行うことに起因する災害をいう。したがって、その移動の経路を逸脱し又はその移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の移動中の災害は、通勤災害とはされない。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための必要最小限度のものである場合には、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き、通勤災害とされる。

通勤災害は、通勤に起因する負傷、疾病、障害又は死亡の場合がある。その起因性については、一般的に公務災害の場合と同様である。

災害補償法第２条第２項・第３項

災害補償法施行規則第１条の３「通勤」の範囲の取扱いについて(S62.5.20 地基補第 81 号)

５　補償の種類

職員が災害を被り、その災害が、公務災害又は通勤災害に認定されると、次のような補償が行われる。（療養補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償、葬祭補償など）

災害補償法第 25 条
〃　第 27 条

療養補償は、公務又は通勤により負傷し又は疾病にかかった場合に、それに必要な療養を行い又は必要な療養の費用を支給するものである。

療養の範囲は、療養上相当と認められる①診察、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療、④病院又は診療所への入院、⑤看護、⑥移送に限られる。

６　公務（通勤）災害事務の流れ

公務（通勤）災害による補償等を受けるためには、まず、公務（通勤）災害認定請求書を支部長あてに提出し、その災害が公務上の災害であること（通勤災害に該当すること）の認定を受けなければならない。公務（通勤）災害の認定請求において、必要な手続きは以下のとおりである。

(1)　災害が生じた場合、被災職員またはその遺族等は、所属長、任命権者（県教委）を経由して地方公務員災害補償基金山梨県支部長に対して、公務災害、通勤災害の認定請求を行う。

〈提出書類〉

提出書類の内容	公務災害	通勤災害
公務（通勤）災害認定請求書	○	○
現認書又は災害状況報告書	○	○
現場見取図	○	○
同　意　書	○	○
診　断　書	○	○
出勤簿の写	○	
通勤経路図		○
通勤届の写		○
交通事故発生状況報告書		○
交通事故証明書		○
第三者加害報告書		○
旅行命令簿の写（旅行時）	○	
時間割表の写	○	
その他事実の証明に関する書類	○	○

なお、各様式については地方公務員災害補償基金山梨県支部（職員厚生課内）のＨＰに掲載されている。

①認定等に必要な書類　①▶

https://www.pref.yamanashi.jp/shokuinksi/chikousaikikin/syorui.html

②認定請求の留意点　②▶

https://www.pref.yamanashi.jp/shokuinksi/chikousaikikin/seikyu.html

※参考　各様式掲載先
山梨県ＨＰトップ→組織から探す→総務部→職員厚生課→地方公務員災害補償基金山梨県支部→認定等に必要な書類

(2)　所属長は、提出された請求書類の内容を点検し、書類の不備等について整備するとともに証明を付した上、任命権者（県教育委員会）に提出する。

災害補償法第 45 条の 2

(3)　任命権者は、提出された請求の内容を点検・調査し、当該災害に関する意見を付して基金支部へ提出する。

(4)　支部長は、提出された請求内容を審査し、当該災害が公務又は通勤により生じたものであるか否かを速やかに認定、その結果を請求者及び任命権者に通知する。公務上の災害又は通勤災害該当と決定された災害については、被災職員等が認定通知を受けた後に、療養補償等の請求を行う。

7　留意事項

(1)　公務上の傷病又は通勤による傷病については、「組合員証・健康保険証を使用して診療を受けられない」ので、公務災害（又は通勤災害。以下同じ）認定手続き中の段階においては、医療機関に初診の時にこの旨を申し出て、組合員証・健康保険証による取扱いを見合わせてもらえるように協力を求めておき、認定通知を受けたら速やかに医療機関に提示し、療養補償の請求手続きを進めること。

(2)　公務（通勤）災害が発生したら、「速やかに」県教育委員会事務局（福利給与課）と連絡をとり、認定請求書等の書類を提出すること。

(3)　負傷又は疾病が治った時には、「速やかに」「治ゆ（症状固定）報告書」を所属長・任命権者（県教育委員会）を経由して基金に提出すること。（ここでいう「治ゆ」とは、完全治ゆのみでなく、病状が固定し、もはや医療効果が期待できなくなった状態を含む。）

(4)　公務災害に係る「補償を受ける権利」は、２年間行われないときは、時効によって消滅することとされている。　　災害補償法第 63 条

(5)　第三者加害とは、交通事故や暴力行為等、第三者の行為によって生じた災害のことである。第三者加害による公務（通勤）災害を受けた場合、損害を被った職員・遺族は、基金に対する災害補償の請求権を取得するとともに、加害者（第三者）に対して民法あるいは自賠責法に基づく損害賠償請求権を取得する。

①「賠償先行（示談先行）」

第三者加害事案において、基金が補償する前に加害者から損害賠償を受けるもので、基金ではこの方法を原則としている。

これは第三者加害行為による損害を補てんする義務が、最終的には当該加害者であること、また「賠償先行」により損害の補てんの迅速性が図られるとともに、災害補償では支給されない慰謝料等の損害についても請求できるなどの利点がある。

特に、交通事故については、すべての自動車が自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険等」という。）に加入しており、たとえ加害者に資力がなくてもこの過失が認められれば、この自賠責保険等から支払いを受けることができる。

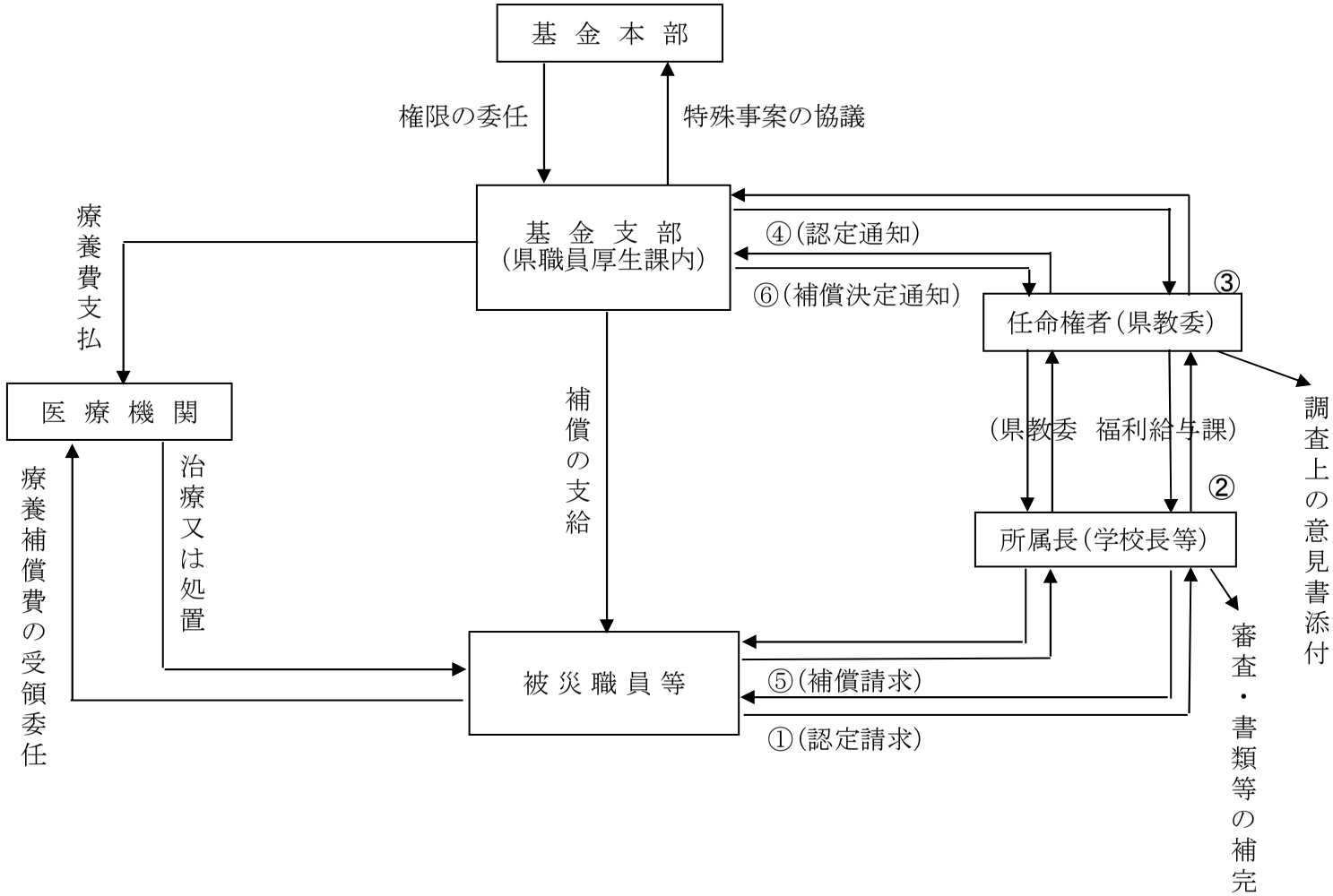
②「補償先行」

第三者加害事案については賠償先行が原則だが、当該加害者に全く誠意がない場合や資力がない時などは、被災職員が損害賠償を受けることが困難になるため、被災職員の申出に基づき、基金が加害者に先立って支払う。なお、補償先行を行うことにより、当該加害者が損害賠償責任を免れるということはない。

いずれにせよ、第三者加害の災害が発生した際は法律関係が複雑になるので速やかに県教育委員会事務局（福利給与課給与公災担当）に連絡・相談すること。
（なお、交通事故等第三者加害事案の場合、原則的に組合員証・健康保険証は使用できないことになっている。）

（参　考）

公務（通勤）災害事務　フロー図



（参　考）

「通勤」の範囲の取扱いについて（抄）

昭和62年５月20日地基補第81号
各支部長あて　理事長
第13次改正　平成30年４月１日地基補第80号

地方公務員災害補償法第２条第２項及び第３項並びに地方公務員災害補償法施行規則第１条の４に規定する通勤の範囲については、昭和62年４月１日以降、昭和62 年４月14 日付け自治給第21 号及び昭和62年５月18日付け自治給第29号で示された下記基準及び別添具体例により取り扱うことになったので、その処理に遺漏のないようにされたい。

なお、「「通勤」の範囲の取扱いについて（昭和48年10月31日地基補第479号）」は、廃止する。

記

１　「勤務のため」とは、勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる移動をいうものであること。すなわち、当該移動が、全体としてみて、勤務と密接な関連性をもって行われるものであること。したがって、通常の勤務のための移動のほか、公務（地方独立行政法人法（平成15 年法律第118 号）第８条第１項第５号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）災害扱いとなるレクリエーション（地方公務員法（昭和25 年法律第261 号）第42 条の規定に基づき、任命権者（地方独立行政法人（地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）にあっては、当該地方独立行政法人の理事長。以下同じ。）が計画し、実施したレクリエーション等任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーションをいう。）に参加するための移動などがこれに該当するが、勤務終了後、当該勤務公署で、相当時間にわたり私用を弁じた後帰宅する場合などは、勤務との直接的関連性が失われるので、勤務のためとは認められないものであること。

また、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第２条第２項第３号の移動のうち、当該移動が勤務に就く当日若しくは前日又は勤務に従事した当日若しくは翌日に行われた場合は、原則として「勤務のため」の移動と認められるものであるが、当該移動が勤務に就く前々日以前から行われた場合又は勤務に従事した翌々日以後に行われた場合については、交通機関の状況等の合理的理由が認められるときに、「勤務のため」の移動と認められるものであること。

２　「住居」とは、職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか、勤務の都合その他特別の事情がある場合において特に設けられた宿泊の場所などをいうものであること。また、単身赴任者等が勤務場所と家族の住む自宅との間を移動する場合における当該自宅は、単身赴任手当の支給を受ける職員その他当該職員と均衡上必要があると認められる職員として認められる合理的な理由があり、かつ、当該移動に反復・継続性が認められる場合には、これに該当するものであること。

３　「勤務場所」とは、職員が職務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所をいうものであること。この場合、通常の勤務公署のほか、外勤職員の外勤先などもこれに該当するものであること。

４　「合理的な経路及び方法」とは、社会通念上、法第２条第２項各号に掲げる移動を行う場合に、一般に、職員が用いると認められる経路及び方法をいうものであること。したがって、定期券による経路、通勤届による経路などのほか、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路、自動車通勤者がガソリン補給のために迂回する場合などの通勤に伴う合理的必要行為のための経路などは、

合理的経路に該当するが、特別の事情がなく著しく遠回りとなる経路などは、合理的とは認められないものであること。また、電車、バスなどの公共交通機関の利用、自家用自動車などの使用、徒歩による場合など通常通勤に利用する方法は合理的な方法に該当するが、運転免許を受けていない者の運転する自動車を利用する場合などは、合理的な方法とは認められないものであること。

5 「逸脱」とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれることをいい、「中断」とは、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うことをいうものであること。したがって、通勤の途中で観劇などをする場合は、逸脱又は中断に該当し、当該逸脱又は中断後は勤務のための通勤とはみなされないが、経路上の店で、タバコ、雑誌などを購入する場合や通勤に伴う合理的必要行為は、逸脱又は中断とはしないものであること。

6 「日用品の購入その他これに準ずる行為」とは、飲食料品、衣料品、家庭用燃料品など、職員又はその家族が日常生活の用に充てるものであって、日常しばしば購入するものを購入する行為、又は家庭生活上必要な行為であり、かつ、日常行われ、所要時間も短時間であるなど、前記日用品の購入と同程度に評価できる行為をいうものであること。したがって、日用品の購入のほか、独身職員が通勤途中で食事をする場合、理髪店、美容院へ行く場合などがこれに該当するものであること。

7 「学校教育法（昭和22 年法律第26 号）第１条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44 年法律第64 号）第15 条の７第３項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為」とは、高等学校、大学、高等専門学校等において行われる教育を受ける行為、国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校において行われる職業訓練を受ける行為のほか、学校教育法第124 条の専修学校における教育及び職業能力開発促進法第27 条の職業能力開発総合大学校における職業訓練を受ける行為又はこれらと同程度に評価できる行為をいうものであること。

8 「病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為」とは、病院又は診療所において通常の比較的短時間の診療を受ける行為に限られず、人工透析など比較的長時間を要する行為をも含むほか、施術所において、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の施術を受ける行為をも含むものであること。

9 「選挙権の行使その他これに準ずる行為」とは、国政選挙及び地方選挙における選挙権の行使のほか、最高裁判所裁判官の国民審査権の行使、住民の直接請求権の行使等の行為がこれに該当するものであること。

10 「負傷、疾病又は老齢により２週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者（ロに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。)」とは、定期的に帰宅途中に老齢により寝たきりの状態にある父の介護を行うために父が同居している兄宅に一定時間立ち寄る場合、介護保険法（平成９年法律第123 号）第８条第23 項に規定する施設サービスが提供されない養護老人ホーム等の施設に一時的に入所している者を介護する場合などがこれに該当するものであること。

「職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者」とは、子の配偶者、配偶者の子、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者がこれに該当するものであること。

（別　添）

通勤災害の対象となる通勤の範囲事例

事　項	通勤災害とする事例	通勤災害としない事例
勤務のため	○通勤の途中で作業衣、定期券等、勤務又は通勤に関係あるものを忘れたことに気付き、これを取りに戻る場合 ○交通途絶、スト等の交通事情により、許可を受けて引き返す場合 ○レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）に参加する場合 ○次の勤務時間までの間に相当の間隔がある場合において、住居との間を移動する場合 ○遅刻して出勤し、又は早退する場合 ○単身赴任者が月曜日からの勤務に備え、日曜日に帰省先住居から赴任先住居に移動する場合	○出勤途中で自己都合により引き返す場合 ○休日等に勤務公署の運動施設を利用するため住居と勤務公署との間を移動する場合 ○任意参加の親ぼく会等に参加する場合 ○勤務終了後相当時間にわたり囲碁、将棋等私用を弁じた後帰宅する場合 ○勤務時間中に私用で帰る場合（勤務を終了して帰る場合とは認められないため） ○単身赴任者が日曜日の私的な用事のため、土曜日に帰省先住居から赴任先住居に移動する場合（勤務日が月曜日の場合）
住　居	○家族と共に生活している家等、通常勤務のための出勤の始点 ○単身赴任者等が家族の住む家から反復・継続性をもって通勤する場合の家族の住む家 ○通常の勤務のために、又は長時間の残業、早出出勤等に備えて設けた宿泊場所 ○交通事情等のために一時宿泊する旅館、ホテル等 ○家族が長期入院し看病する必要がある場合の病院 ○台風等で避難した場所から出勤する場合の当該避難場所	○地方出身者の一時的帰省先 ○単身赴任者等が年末年始のみ家族と供に過ごす場合の家族の住居 ○家族と供に郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の当該実家
勤務場所	○通常の勤務提供の場所 ○レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）の場所	○同僚との懇親会、同僚の送別会の会場

事　項	通勤災害とする事例	通勤災害としない事例
合理的な経路	(1) 経路の合理的解釈によるもの ○定期券による経路 ○通勤届による経路 ○定期券による経路ではないが、通常これと代替することが考えられる経路 (2) 通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為 ○経路上の道路工事等、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路 ○事故、スト等の場合の代替輸送機関による経路 ○座席確保や急行列車利用のため1～2駅戻る経路 ○誤って1～2駅乗り越して戻る経路 ○乗降駅以外の駅へ定期券を購入しに行く経路 ○通常の経路を少し離れた場所にある便所に行く経路 ○自動車通勤の者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る経路 ○自動車通勤の者がその自動車の修理のため最小限度の迂回をする経路 (3) その他 ○共稼ぎの職員が子供を託児所に連れて行く経路	○交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路
合理的な方法	○電車、バス等公共交通機関を利用する場合 ○自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む。）、自転車等を使用する場合 ○徒歩による場合	○運転免許を受けていない者の運転する自動車を利用する場合 ○飲酒運転又はそれを知りながら同乗する場合

事　項	逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当し、経路に復した後は通勤とする事例	逸脱又は中断に該当し、経路に復したとしても通勤とはしない事例
逸脱又は中断	(1) 日用品の購入その他これに準ずる行為 〔日用品の購入に該当する行為〕 ○次のものを購入する行為 ・パン、米、酒類等の飲食料品 ・家庭用薬品 ・下着、ワイシャツ、背広、オーバー等の衣料品 ・灯油等の家庭用燃料品 ・身廻り品 ・文房具、書籍等 ・電球、台所用品等 ・子供の玩具 〔日用品の購入に準ずる行為〕 ○単身職員が通勤途中で食事をする場合 ○クリーニング店に立ち寄る場合 ○理髪店、美容院へ行く場合 ○テレビ、冷蔵庫等の修理を依頼しに行く場合 ○税金、光熱水費等を支払いに行く場合 ○市役所等に住民登録、戸籍抄本等を取りに行く場合 ○単身赴任者が、帰省先住居と勤務場所間の移動又は帰省先住居と赴任先住居間の移動に際し、これらの移動に長時間要することにより、食堂で食事をする場合や自家用自動車内等で仮眠をとる場合 ◎次のような事例は、逸脱又は中断とはしない。 ○経路上の店で、タバコ、雑誌等を購入する場合 ○駅構内でソバ等を立食する場合 (2) 学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為	○次のものを購入する行為 ・装飾品、宝石等の奢侈品 ・テレビ、冷蔵庫、ピアノ、自動車、机、たんす等の耐久消費財 ・スキー、ゴルフ等のスポーツ用品 ○通勤途中で娯楽等のため麻雀、ゴルフ練習、ボウリング、料亭等での飲食等をする場合 ○観劇等のため回り道する場合 ○同僚の送別会に行く場合 ○冠婚葬祭に行く場合

事　項	逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当し、経路に復した後は通勤とする事例	逸脱又は中断に該当し、経路に復したとしても通勤とはしない事例
	〔学校教育法第１　条に規定する学校に該当するもの〕 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校 〔職業能力開発促進法第15条の７　第３項に規定する公共職業能力開発施設に該当するもの〕 職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校 〔上記に準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものに該当するもの〕 ○学校教育法第124条に規定する専修学校における教育 ○職業能力開発促進法第27条に規定する職業能力開発総合大学校における職業訓練 ○学校教育法第13 4条に規定する各種学校における教育で、一般的に職業に必要な技術に関し１年以上の修業期間を定めて行われるもの ○上記のほか、教育訓練の内容及び形態がこれらに準ずると認められる教育訓練 (3) 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為 〔病院又は診療所において診察又は治療を受けることに該当する行為〕 ○人工透析を受けるため病院等に立ち寄る行為 〔病院又は診療所において診察又は治療を受けることに準ずる行為〕 ○接骨、あん摩、はり、きゅう等の施術を受けるため施術所に立ち寄る行為 ○家族の見舞い等のため病院等に立ち寄る行為 (4) 選挙権の行使その他これに準ずる行為 〔選挙権の行使に該当する行為〕 ○衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長等の	○趣味又は娯楽のためのもの

	選挙の投票に行く行為 〔選挙権の行使に準ずる行為〕 ○最高裁判所裁判官国民審査法の規定による最高裁判所裁判官の審査の投票に行く行為 ○地方自治法第76条、第80条又は第81条の規定による地方公共団体の議会の解散の請求、議員の解職の請求又は長の解職の請求の署名を行う行為又は投票に行く行為 ○地方自治法第74 条、第75 条又は第86条の規定による条例の制定、改廃の請求、事務の監査の請求又は主要公務員の解職の請求の署名を行う行為 (5) 負傷、疾病又は老齢により２週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者（ロに掲げるものにあっては、職員と同居しているものに限る。）の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。） イ　孫、祖父母及び兄弟姉妹 ロ　職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者 ○歩行が不可能であり、食事や着替えにも一部介助を必要とする母の介護を行うために、母と同居している姉の住む家に立ち寄る場合 ○人に暴力をふるう、しばしば興奮し騒ぎたてる等の状況にある祖父が、施設に一時的に入所したことから、介護を行うために当該施設に立ち寄る場合	○単に様子を見に行く場合 ○通常介護を行っている者に代わって、たまたま介護を行う場合

表面

様式第１号

公　務　災　害　認　定　請　求　書

認定請求に必要な書類一式が揃い、被災職員が所属へ提出する日

＊ 認定番号	

地方公務員災害補償基金山梨県支部長　殿

下記の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。

請求年月日　令和〇〇年〇〇月〇〇日

（〒000－0000）

請求者の住所　〇〇市〇〇町〇〇

私印不要
※R3.2.2 通知参照

氏名（ふりがな　やまなしたろう）　山　梨　太　郎

被災職員との続柄　本　人

所属団体名・所属部局名注意

１　被災職員に関する事項

所属団体名 **山梨県教育委員会**	所属部局・課・係名（電話000-0000） **〇〇市立〇〇〇小学校**
共済組合員証・健康保険組合員証記号番号　**公立山梨**　第　**00000000**　号	
☑男　□女 （ふりがな　やまなし　たろう） 氏　名　**山　梨　太　郎**　　平成〇〇年〇〇月〇〇日　生（〇〇歳）	
職　名 **教頭、教諭、教諭（期間採用）、業務員、主任　等**	☑常　勤 □常勤的非常勤
災害発生の日時　令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）　前・午・後　〇時　〇分ごろ	
災害発生の場所　**負傷した場所又は疾病が発症した場所** **（勤務場所以外の場合は番地まで記入）**	
傷　病　名 **診断書に記載された傷病名をすべて記入**	
傷病の部位及びその程度 **傷病の部位と程度（全治〇日・通院加療中等）を診断書の内容に合わせ記入**	

「公立山梨」と8桁の保険証番号を記入

被災時点の年齢を記入

＊受　理	令和　年　月　日	＊認　定	令和　年　月　日 □公務上　□公務外
＊通　知	令和　年　月　日		

〔注意事項〕
１　請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
２　「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、
３　「２災害発生の状況」又は「＊５任命権者の意　用いると
きは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その　け、又は
任命権者の意見の記入を求めること。（次頁へ続

公務（通勤）災害に該当すると思われ、認定請求を行う場合は、絶対に使用しないこと

共済組合員証（健康保険証）を使用	□ した　☑ しない
職場の公務災害担当者名　電話番号	氏名　〇〇 〇〇　　tel　000-0000

公務災害認定請求書　裏面

2 災害発生の状況	**※①～⑪について、災害発生状況が分かるよう、詳細に記入してください。**	
	①通常業務内容	普段は○年○組の担任として業務に従事しています。
	②誰が	私は
	③いつ	○○月○○日の○時○分頃
	④どこで	○○市○○町○○番地の○○○において
	⑤何をするために	○○の業務である○○をするため
	⑥誰と	同僚の○○さんと
	⑦何をしているとき	○○をしていたところ
	⑧どのようにして	凍結した路面で右足を滑らせて･左足が入り口の段差につまづいて　等
	⑨どうなったので	路上で転倒した・両手がふさがっていたため倒れ前頭部を強打した　等
	⑩負傷した	右足を捻って腰を打った　等
	⑪その後どうしたか	同僚の○○さんに救急車を呼んでもらい、○○病院へ搬送された･上司の○○校長へ転倒したことを報告し、○○病院を受診した　等

○年○組担任･学年主任等、普段の業務を記入する。

請求日と同日、または請求日以後の日付

十分に事実を確認した上で証明をお願いします。

＊3 所長属の部証局明の	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 令和○○年○○月○○日　所在地　○○市○○町○○ 所属部局の　名称　○○市○○△学校 長の職・氏名　校長　○○　○○	

公印不要
※R3.2.2 通知参照

4　添付する資料名	☑診断書　☑現認書又は事実証明書　☐交通事故証明書 ☐第三者加害報告書　☐時間外勤務命令簿の写　☑出勤簿の写 ☑見取図　☐経路図　☐関係規程　☐定期健康診断記録簿の写 ☐既往歴報告書　☐X線写真　☐写真　☐示談書　☑その他

該当する添付資料の☐をチェック

＊5 任命権者の意見	本件は、職務遂行中に負傷したものであり、公務上の災害と認められます。・・・など 令和○○年○○月○○日 任命権者の職・氏名　市長、町長、消防長、教育長など

記入しないでください。

4　「＊5任命権者の意見」の欄中 ☐ には、下記の9種類の区分番号を記入すること。
　1　義務教育学校職員　2　義務教育学校職員以外の教育職員　3　警察職員　4　消防職員
　5　電気・ガス・水道事業職員　6　運輸事業職員　7　清掃事業職員　8　船員　9その他の職員

5　「＊5任命権者の意見」の欄中 ☐☐ には、下記の16種類の区分番号を記入すること。
　01　医師・歯科医師　02　看護師　03　保健師、助産師　04　その他の医療技術者
　05　保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等　06　船員
　07　タイピスト・キーパンチャー　08　電話交換手　09　調理員　10　道路補修員
　11　養護学校教員　12　養護学校教員以外の教育公務員　13　警察官　14　消防吏員
　15　清掃業務員　16　その他の職員

6　「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

通勤災害認定請求書裏面

通勤途上の場合は(2)
退勤途上の場合は(3)へ記入

2 災害発生の状況等	(1) 災害発生の日の勤務開始（予定）時刻又は勤務終了の時刻	午 (前) 後 ○ 時 ○ 分ごろ
	(2) 災害発生の日に住居を離れた時刻	午 (前) 後 ○ 時 ○ 分ごろ
	(3) 災害発生の日に勤務場所を離れた時刻	午 前 (後) ○ 時 ○ 分ごろ
	(4) 災害発生の状況 ※次の要領で状況が分かるよう詳細に記入してください。	
	① 通常の通勤方法	私は通常、○○（通勤方法）で通勤しています。
	② 当日	当日は午前○時○分頃、○○（通勤方法）で自宅を出ました。
		※通常以外の方法であった場合は、その理由を記入
	③ いつ・どこで	午前○時○分頃、○○市○○町○○番地の交差点で
	④ 何をしていた	信号待ちをしていたところ
	⑤ どうして	後続の自動車に追突され
	⑥ どうなった	転倒し、道路に左半身を強打したため、救急車で
		○○病院へ搬送されました。
＊3 所長属の部証局明の	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 令和○○年○○月○○日　所在地　○○市○○町○○ 所属部局の名称　○○市○○△学校 長の職・氏名　校長　○○　○○	
4 添付する資料名	☑診断書 ☑現認書又は事実証明書 ☑交通事故証明書 ☑第三者加害報告書 ☑通勤届の写 □時間外勤務命令簿の写 ☑出勤簿の写 ☑見取図 ☑経路図 □関係規程 □定期健康診断記録簿の写 □既往歴報告書 □X線写真 □写真 □示談書 ☑その他	
＊5 任命権者の意見	□□ 本件は、職務遂行中に負傷したものであり、公務上の災害と認められます。・・・など 令和○○年○○月○○日 任命権者の職・氏名　市長、町長、消防長、教育長など	

公印不要
※R3.2.2 通知参照

該当する添付資料の□をチェック

記入しないでください。

5 「＊5任命権者の意見」の欄中 □ には、下記の9種類の区分番号を記入すること。
1 義務教育学校職員 2 義務教育学校職員以外の教育職員 3 警察職員 4 消防職員
5 電気・ガス・水道事業職員 6 運輸事業職員 7 清掃事業職員 8 船員 9 その他の職員

6 「＊5任命権者の意見」の欄中 □□ には、下記の16種類の区分番号を記入すること。
01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師、助産師 04 その他の医療技術者
05 保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等 06 船員
07 タイピスト・キーパンチャー 08 電話交換手 09 調理員 10 道路補修員
11 養護学校教員 12 養護学校教員以外の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員
15 清掃業務員 16 その他の職員

7 「2 災害発生の状況等」の(1)の欄には、災害が出勤の際に生じたものである場合は、勤務開始（予定）時刻を、災害が退勤の際に生じたものである場合は、勤務終了の時刻を記入すること。また、(2)の欄は、災害が出勤の際に生じた場合に、(3)の欄は、災害が退勤の際に生じた場合にそれぞれ記入すること。

8「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

「現認書」は、災害発生の現場に他の者が居合わせた場合に作成します。
被災の現場に居合わせた者がいなかった場合には、被災者から最初に災害発生の事実について連絡・報告を受けた者（上司、同僚等）が「災害状況報告書」を作成してください。（その場合は「現認書」の作成は不要です）

（支部様式１）

地方公務員災害補償
現認書

記入者個人の住所を記入してください。**※職場の住所ではありません。**

地方公務員災害補償基金
山梨県支部長殿

令和　○○年　○○月　○○日

（現認者）住所　○○市○○町○○○○番地

（所属・職名）　○○市立○○中学校　教諭

氏名　　○　○　　○　○

職名も忘れずに記入

私印不要
※R3.2.2 通知参照

下記職員の災害について現認した状況は次のとおりです。

記

被災職員	（所属団体名） 山梨県教育委員会	（所属部課名） ○○市立○○中学校	
	（職名） 教　諭	（氏名）　フリガナ　ヤマナシ　タロウ 山梨　太郎	（年齢） ○○
災害発生の日時	令和　○○年　○　月　○○日　（午前／午後）　○時　○○分頃		
災害発生の場所	○○市立○○中学校　美術室		

被災職員の年齢、災害発生日時・場所などの記載内容が、「公務災害認定請求書」の内容と同一になるよう確認してください。

（災害状況）

私は、上記の日時、場所において、山梨太郎教諭と一緒に、２時限目の美術の授業を、３年△組を対象に行っていました。当日は、彫刻刀を使ってレリーフを作る指導をしていたところ、山梨教諭が、突然、「アッ痛い」と声をあげたので、前を見ると、左手の人差し指の中程から血が出ていました。彫刻刀を使って実際に彫って見せていたとき手を滑らせて指を切ったのです。出血がひどいので、直ちに保健室に連れて行き、応急処置を受けさせました。

現認者の立場で、災害発生現場を目撃した状況をありのままに、かつ具体的に記入してください。

（現認者のそのときの業務）

一緒に美術の授業で彫刻実技を指導していた。

「災害状況報告書」は災害発生現場に他の者が居合わせていなかった場合、「現認書」の代わりにその事実を証明するため、上司等が、被災職員から災害状況の報告を受けた内容を記入するものです。

（支部様式２）

地 方 公 務 員 災 害 補 償
災 害 状 況 報 告 書

記入者個人の住所を記入してください。
※職場の住所ではありません。

地方公務員災害補償基金
山 梨 県 支 部 長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日
（現認者）住所　〇〇市〇〇町〇〇〇番地
（所属・職名）　〇〇町立〇〇小学校　教頭
氏　名　　〇　〇　　〇　〇

職名も忘れずに記入

私印不要
※R3.2.2 通知参照

下記職員の災害状況について次のとおり確認しましたので報告します。

記

被災職員	（所属団体名） 山梨県教育委員会	（所属部課名） 〇〇町立〇〇小学校	
	（職名） 教 諭	（氏名）　フリガナ　カイ　モモコ 甲斐　桃子	（年齢） 〇〇
災害発生の日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日　午前・午後（〇）　〇〇時〇〇分頃		
災害発生の場所	〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地　△△河川公園		

（災害状況）

被災職員の年齢、災害発生日時・場所などの記載内容が、「公務災害認定請求書」の内容と同一になるよう確認してください。

〇〇月〇〇日(〇)午後▽時頃、〇年〇組担任の甲斐教諭から次のような報告がありました。甲斐教諭は、同日５時間目の理科の校外授業で水生生物の観察をテーマとして、担任する児童３５名を一人で引率し、△△河川公園せせらぎ広場に行き、野外指導をしていた際、〇〇時〇〇分頃、足下の段差に気づかずに誤って尻から滑って転びそうになったとき、とっさに地面についた右手首を痛めた**とのことでした。**授業が終わるまで何とか我慢していたが、右手首の腫れと痛みが増すので、これから自宅近くの〇〇整形外科で受診する**とのことでした。**

あとで診断の結果を聞くと、右手首の骨折**とのことでした。**

※必ず報告を受けた者の立場から記入してください。
（いつ、誰から、どのような方法で、どのような内容の報告を受けたか）

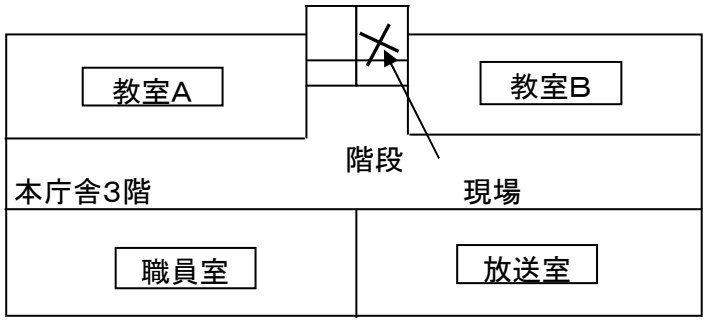
（支部様式３）

地方公務員災害補償
現　場　見　取　図

（経路図又は現場見取図）

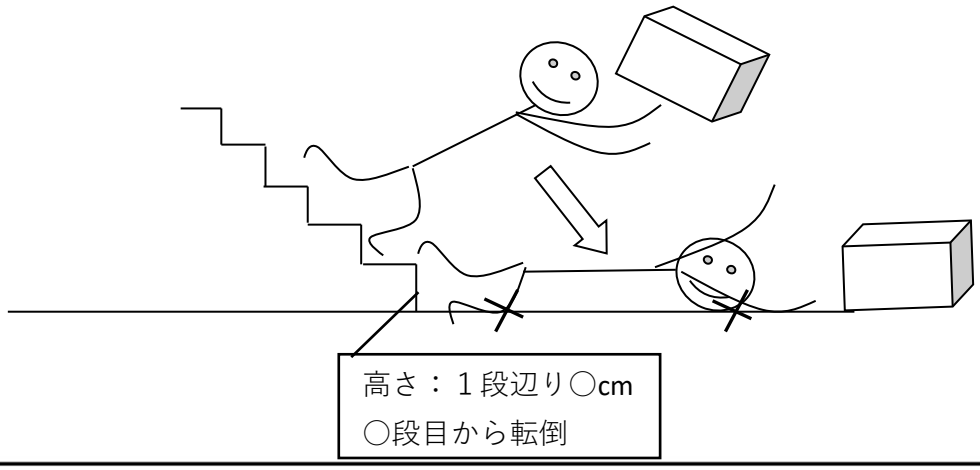
通勤経路上や出張経路上での災害の場合は、
経路図（地図のコピー貼り付け可）に経路を朱書し、
それ以外の場合は、現場平面図を記入してください。

（例）



（現場詳細見取図）

負傷等の状況が具体的にわかるよう、イラスト又は写真で説明してください。



（注）通勤・出張等の場合は経路を朱書すること。

（表　面）

同　　意　　書

令和○○年○○月○○日

地方公務員災害補償基金
　　山梨県支部長　　殿

私印不要
※R3.2.2 通知参照

必ず認定請求書の請求年月日を記入すること

住　　所　○○市○○町○○
氏　　名　山 梨　　太 郎
生年月日　昭和　　年　　月　　日
所　　属　○○市立○○中学校

私が令和○○年○○月○○日付けで行った公務（通勤）災害の認定請求に関して、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）が公務（通勤）災害の認定又は補償等の実施等を行うに当たり、基金及び基金から依頼を受けた私の任命権者（所属団体）が、地方公務員災害補償法第６０条第１項の規定に基づき、関係機関等から、私に関する下記の個人情報の提供を受けることについて同意いたします。

記

１　診療録、各種検査結果（レントゲン写真、CT・ＭＲＩ画像等を含む。）及び主治医等の意見
２　共済組合又は健康保険組合が保有する診療報酬明細書（レセプト）
３　その他認定及び補償等の実施等に必要な事項（災害発生状況に係る資料等）

なお、本同意書は、その写しも有効と認めます。

以　上

（裏　面）

提出していただく文書等に記載されている個人情報の利用目的は、下記のとおりです。

なお、今回提出いただく文書等に関連して、後日、追加して必要文書等を提出いただく場合においても、当該文書等に記載された個人情報の利用目的は、下記のとおりです。

記

地方公務員災害補償基金における個人情報の利用目的

地方公務員災害補償基金は取得した個人情報について、地方公務員等の公務災害及び通勤災害の認定、補償及び福祉事業の実施、不服申立てに係る審査、訴訟追行、第三者加害事案に係る求償・免責、災害補償統計の作成のために利用いたします。

認定・補償のＱ＆Ａ

Ｑ１職場で起きた災害はすべて公務災害として認められるのですか。

Ａ　職場で起きた災害であっても、休憩時間に私的な行為をしていた際の負傷など公務遂行性のない場合や、公務遂行性が認められるものであっても偶発的な事故による負傷などは公務起因性が認められないため、公務災害とは認められません。

また、疾病は様々な原因が関連して発症するとされており、発症した職員がもともと有している素因または基礎疾患が大きく関わっている場合が少なくないため、勤務中に発症しても公務起因性が認められるとは限りません。逆に、発症したのが勤務中でなくても、公務起因性が認められれば、すなわち、疾病と公務との間に相当因果関係があれば公務災害と認められます。

したがって、自宅で発症した場合でも、その疾病が公務に起因して発症したことが認められれば、公務災害として認定されることになります。

心臓・脳血管の疾患、精神疾患、腰痛等については、通常の負傷事案と異なり、被災の状況、本人の素因・基礎疾患の有無、被災前の勤務状況等、認定のために多くの資料が必要となりますので、資料収集等に御協力をお願いします。

Ｑ２例えば、公務遂行中に腰痛を発症した場合は、公務災害になりますか。

Ａ　腰痛は、職場で公務を遂行しているときでも、家庭で日常生活を営んでいるときでも、その場所や時刻にかかわりなく発症します。これは、腰部が常に屈曲、伸展、回旋等の運動を行って体重の負荷を受けているためです。

腰痛の発生原因となる傷病は、大きく分けて①骨折、脱臼、腰部挫傷、腰部捻挫、靭帯損傷、筋肉・筋膜の断裂等負傷（内部組織の損傷を含む）によるもの、②筋・筋膜炎等、筋・筋膜の慢性疲労によるもの、③変形性脊椎症、椎間板ヘルニア、弯曲、脊椎分離症、脊椎すべり症等脊柱等に発生する疾病に分けられます。

これらの腰痛の認定にあたっては、原則として、認定基準上「疾病」として、公務起因性の有無によって公務上の災害かどうかを判断することになりますが、①と②の傷病については、認定基準上、災害性の原因による腰痛として、主として「腰部の負傷または腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的なできごととして生じたと明らかに認められるもの」に該当するかどうかについて検討されます。

③の傷病は、一般的には本人の素因・基礎疾患・既存疾患で、加齢による退行性の変性等の一時的な業務中の動作や出来事で発症する性質の疾病ではなく、私病であることから、公務上の疾病として認定されません。しかし、これらの傷病については、災害発生状況と本人の基礎疾患の程度を比較し、災害状況が本人の素因・基礎疾患の自然的経過を超えて急激に著しく憎悪させ、腰痛が発生したと認められる場合には、認定基準上、公務に起因することが明らかな疾病として、当該腰痛の急性症状に限り公務上と扱われます。

Ｑ３勤務中（通勤途上）に交通事故で負傷した場合、どのような点に注意すればよいのでしょうか。

Ａ　必ず警察に連絡して、現場検証を受け、人身事故の取扱いをしてもらうようにしてください。また、医療機関の担当者、任意保険の担当者など関係者に交通事故であると同時に公務（通勤）災害であることをきちんと説明し、相手方（たとえば任意保険）がどのように治療費を支払う意向であるかをきちんと確認してください。怪我が軽いからといってその場で示談をさせるようなことは絶対にしないでください。認定請求に際しては、相手方（加害者）の対応によって補償方針が異なります。

相手方に大きな過失があり、しかも任意保険に加入している場合のように、相手方から確実に治療費全額を支払ってもらえるのであれば、「示談先行」を選択していただくことになります。なお、相手方からは治療費のほかに慰謝料なども支払ってもらえます。

それ以外の場合、たとえば相手方が特定できない場合や、被災職員にも過失があって治療費全額を相手方に支払ってもらえないような場合などは「補償先行」を選択していただくことになります。

Ｑ４公務（通勤）中にケガをしたので、病院で治療を受けましたが、治療費の支払いはどうしたらよいのでしょうか。

Ａ　災害が発生しケガをしたら、直ちに医療機関で治療を受けるとともに、併せて所属長や公務災害事務担当者へ被災の状況等を報告してください。

治療費等の補償を受けるためには、まずその災害が公務（通勤）上の災害であると認定されることが必要ですから、認定請求手続きを速やかに行ってください。

初診時は、医療機関に対し、公務（通勤）災害として、直ちに認定請求を予定していることを明確に告げる必要があります。

治療費等は、医療機関から地方公務員災害補償基金山梨県支部に対して請求されることになります。

公務（通勤）災害の場合、原則として共済組合員証は使用できませんが、もし災害内容の判断が難しい等のため、取りあえず共済組合員証を使用して自己負担したときは、公務（通勤）災害と認定された後に地方公務員災害補償法上の手続きに切り替えてもらえるかどうか医療機関に確認しておきましょう。

Ｑ５医療機関を変えてはいけないのでしょうか。

Ａ　医療機関を変更することを「転医」といいます。転医には、医師の指示によるものと自己の都合によるものがあります。医師から転医を指示された場合はそれに従ってください。自己の都合による転医のうち、例えば、自宅近くあるいは職場近くの医療機関に転医する場合などの勤務上、通院上の理由によるもの等は妥当な転医と認められますが、恣意的な理由によるものは妥当な転医とは認められない場合もあります。恣意的な転医であっても、必要な治療については補償の対象になりますが、転医前の医療機関での診療と重複する部分（例えば、初診料や余分に行つた検査など）については必要な療養とは認められず、被災職員の自己負担となってしまいます。

また、同時に複数の医療機関で治療を受ける場合（「重複診療」といいます。）も、主たる医療機関での治療以外は必要な療養とは認められず、重複した治療費は全額自己負担となってしまいますので、注意してください。

Ｑ６公務災害の認定を受けて治療を続けてきましたが、完全に治っていないまま、主治医から「症状固定」と言われました。寒いときにはまだ痛むようですし、完全に治ったとは思えないのですが、療養補償を受けることはできないでしょうか。

Ａ　公務災害は、傷病の治る（治ゆする）まで、それに必要な療養について補償を受けることができます。

ただし、この場合の「治ゆ」は、社会通念上の「治ゆ」（＝完全治ゆ）のほか、症状が残っていても、それが固定あるいは安定して、それ以上の治療の効果が期待できなくなった状態（＝症状固定）を含みます。

具体的には、痛みなどの残存症状が安定状態になりつつあり、治療を続けてもその症状を大きく軽減することが期待できないような場合には、「症状固定」に至ったものとして取り扱われます。

あなたの場合も、この「症状固定」の状態に至ったと主治医が判断されたものと思いますので、公務災害による補償もそこまでで終了することになります。速やかに、所属の担当者に報告のうえ、「治ゆ（症状固定）報告書」を基金に提出してください。

なお、治ゆ後も残った症状（痛み）についての治療、いわゆる対症療法については補償の対象になりませんので、共済組合員証を使用していただくことになります。

Ｑ７症状が固定したものの、後遺症が残りましたが、補償を受けられますか。

Ａ　症状が固定して治ゆしたものの、身体の部分的な欠損や機能障害、あるいは強い痛みなどの神経症状が残ってしまう場合があります。

公務災害では、このような後遺障害によって失われた身体能力や知的能力（つまり労働能力）を補てんするために、障害補償という補償制度が設けられています。

しかし、症状が残ればすべて障害補償の対象になるわけではありません。法律で定められた「障害等級」に該当する程度の残存症状がある場合にのみ「後遺障害」として障害補償を受けられるのです。

ですから、症状が残っていても、その程度が軽減である場合には、「障害等級」に該当せず、障害補償が支給されないこともあります。このように、障害補償の対象となる「後遺障害」と、世間一般で言われる「後遺症」とは同じではありませんので、御注意ください。

後遺障害の判断には医学的な知識を必要としますので「治ゆ（症状固定）」したときには、主治医に残存症状の程度を確認してもらい、「後遺障害」に該当するかを相談してみてください。

なお、一般的には、寒い日や長く歩いた後に痛みが出る、間接の動きが多少悪い、という程度であれば「障害等級」には該当しません。

教福第１９８８号
令和３年２月２日

各課（所・館）長
各県立学校長　殿

山梨県教育委員会教育長
（公印省略）

補償の請求書等の様式に関する規程等の一部改正等について（通知）

このことについて、別添のとおり地方公務員災害補償基金山梨県支部長から通知がありましたので、内容について御了知いただくとともに、事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、各教育事務所においては、管内の小中学校への周知をお願いします。

【留意事項】

・　公務災害に係る各請求資料について、請求者や現認者等の押印は不要となりました。このため、各所属においては、正当な請求者からの請求等であることを適切に確認してください。
・　併せて、公印の押印も不要となりました。このため、学校長が認めた請求等であることを確認するために、公印が必要であった公務災害認定請求書等の書類を福利給与課あて提出する際、事前に所属長から福利給与課へ電話連絡をお願いします。なお、従来どおり公印を押印する場合は、電話連絡は不要です。
・　押印が不要とされた各請求資料について、今後は電子メールによる提出も可とします。電子メールにより送付する場合、必ずパスワードを設定し、事前に福利給与課あて電話連絡をお願いします。
・　改正後の各様式については、地方公務員災害補償基金山梨県支部のＨＰからダウンロードし使用してください。なお、旧様式であっても各請求を行うことは可能です。

教育庁福利給与課
給与公災担当
055-223-1756

梨地基第１４４号
令和３年１月１２日

山梨県知事（知事部局）
山梨県知事（恩賜県有財産特別会計）
山梨県公営企業管理者
山梨県警察本部長
山梨県教育委員会教育長
殿

地方公務員災害補償基金
山梨県支部長　長崎　幸太郎
（ 公 印 省 略 ）

補償の請求書等の様式に関する規程等の一部改正等について（通知）

このことについて、地方公務員災害補償基金本部から別添のとおり通知があり、補償の請求書等の様式に関する規程等の一部が改正され、令和２年１２月２１日から施行されました。この改正は、今般、行政手続における押印等の制度・慣行の見直しが求められていることを踏まえ、様式で押印が規定されているものについて所要の見直しが行われたものです。

つきましては、改正内容について御了知いただくとともに、今後の事務処理については、以下の点に御留意いただきますようお願いします。

１　正当な請求者であることの確認について

公務災害認定請求等の手続において請求者の押印は不要となりましたが、各所属部局長及び任命権者において、正当な請求者であることの確認をお願いします。

２　電子メール等による手続について

押印が不要とされた書類については、今後、電子メールによる当支部への提出が可能となりますが、送付する電子ファイルにパスワードを設定していただき、個人情報保護に万全を期してください。また、メールで提出される際は、当面の間、事前に当支部まで電話による連絡をお願いします。

３　支部様式について

現認書、災害状況報告書、同意書等の支部様式についても、原則として今後は押印を不要とします。

地方公務員災害補償基金山梨県支部
電話　055-223-1365　FAX　055-223-1379